別表第十号(第46条の8関係)



図1



図2

注

1　形状は図1に示すものとし,大きさは長径が2センチメートル以上とすること。ただし,図1による表示が困難なときは,形状は図2に示すものとし,大きさは長辺が5ミリメートル以上とすること。この場合において,図2による表示と併せて「総務省基準適合」及び「型式確認第　※1　号」のように記載し,並びに製造者の氏名又は名称を記載すること。

2　材料は，容易にき損しないものであること(電磁的方法によつて表示を付す場合を除く。)。

3　色彩は，適宜とする。ただし,「総務省基準適合」及び「MIC／KK」の文字並びに確認番号を容易に識別することができるものであること。

4　※印1は，確認番号とすること。

5　※印2は，製造業者等の氏名又は名称とすること。